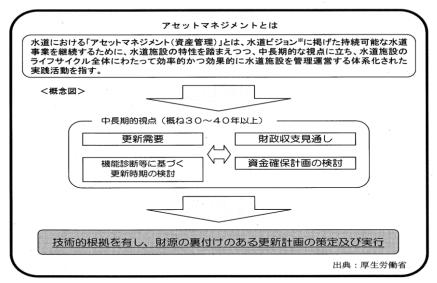
用語解説

(配列は50音順)

あ行

●アセットマネジメント(本文P14)

持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動を指す。(「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き」平成21年7月、厚生労働省健康局水道課引用)



※水道ビジョン:厚生労働省が日本の水道のあるべき将来像を定め、その目標達成に向け具体的な施策を示したもの。(平成16年策定)

●塩素多点注入方式(本文P32)

浄・給水場等の複数の地点で塩素をきめ細かく注入する方式。

浄・給水場で一括注入する方式(浄水場から最も塩素が届きにくい地点を目標に管理する方式)から本方式に変更することにより、浄・給水場における塩素注入量を低減して、給水区域全体の残留塩素濃度の平準化・低減化を図ることが可能となる。

●おいしい水づくり推進懇話会(本文P31)

お客様や学識経験者によって構成され、おいしい水づくり計画の各種施策の取組や 進捗について、お客様の客観的な意見や助言を得るため設置した懇話会。(構成員:16 名)

●OJT(オン・ザ・ジョブ・トレーニング)(本文 P4 1)

職場の上司や先輩が具体的な仕事を通じて、部下や後輩に必要な知識・技術等を実践的かつ具体的に指導する人材育成のこと。

か行

●渇水対策連絡協議会(本文 P 1 O)

水系の河川管理者、利水者等で構成され、水利用の円滑な調整を目的とする協議会。 渇水時において河川管理者が開催し、利水者の取水制限率等について協議する。

●基幹管路(本文 P 2 3)

導水管、送水管及び管径500mm以上の配水管のことであり、県営水道では平成 26年度末で670km有している。

●経営戦略(本文P1)

公営企業として事業を行う場合には、自らの経営等について的確な現状把握を行った上で、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、徹底した効率化、経営健全化を行う必要がある。そのため、各公営企業において、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定が総務省から求められており、本計画は、県営水道における「経営戦略」に位置付けられるものである。

●高級鋳鉄管(本文 P 2 4)

昭和5年から昭和46年頃まで製造された水道管で、ダクタイル鋳鉄管より管体強度が弱く、耐震性が低い。県営水道では、昭和40年頃まで布設し、現在でも一部に使用している。(材質の引張強さ250N/mm²以上)

●高度浄水処理(本文 P5)

通常の浄水処理では十分除去することが難しい、かび臭原因物質などの処理を目的として、通常の浄水処理過程に追加して導入する浄水処理方式。

県営水道では、オゾンによる強力な酸化・分解と活性炭による吸着作用を併用した 処理方式を柏井浄水場東側施設、福増浄水場、ちば野菊の里浄水場に導入している。

さ行

●災害時支援協力員制度(本文 P 2 7)

応急給水等の支援活動に経験と知識を有する水道局職員OBをボランティアとして 登録する制度。

●再生可能エネルギー(本文 P 1 7)

「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」において、「エネルギー源として永続的に利用することができると認められるもの」とされており、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱、バイオマスなどが該当する。

● J I C A (独立行政法人 国際協力機構: Japan International Cooperation Agency) (本文 P 3 9)

独立行政法人国際協力機構法に基づき設立された独立行政法人で、開発途上地域等の 経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の 促進並びに日本及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。

●浄・給水場施設(本文 P 2 2)

浄水場や給水場を構成する沈でん池や配水池などの個別土木構造物や、管理棟、電気棟などの個別建築物とちば野菊の里浄水場施設整備事業のように、施設を総体的に示すものを指す。

●浄・給水場設備(本文 P 2 2)

受電機器、変電機器などの電気機器や送配水ポンプなどの機械機器及び流量や圧力等 を計測する計装機器の総称。

●新水道ビジョン(本文 P 1)

水道を取り巻く環境の大きな変化に対応するため、厚生労働省が、これまでの「水道 ビジョン(平成16年策定、平成20年改訂)」を全面的に見直し、50年後、100 年後の将来を見据え、水道の理想像を明示するとともに、取組の目指すべき方向性やそ の実現方策、関係者の役割分担を提示したもの(平成25年3月に策定)。

●水質検査計画(本文P31)

水質検査の項目・場所・頻度のほか、水源の水質状況や、浄水処理で問題となる項目 や原因などを記載したもの。水道法施行規則第15条第6項において、水道事業者に策 定することが義務付けられている。

●水道GLP(水道水質検査優良試験所規範の略称)(本文P31)

公益社団法人日本水道協会が認定する、水道事業体の水質検査部門及び登録検査機関を対象とした、水道水質検査結果の精度と信頼性を確保するための要求事項。

●水道用水供給事業(本文P11)

水道により、水道事業者(末端給水事業者)にその用水を供給する事業をいう。

た行

●第2次おいしい水づくり計画(本文P3 1)

水道水の「飲み水としての満足度」や「おいしさ」を向上させるため、お客様がいつでも安心して水道水をご利用いただけるよう、国が定める水質基準よりも高い水質目標を設定するとともに、その達成に向けて様々な課題に取組む計画。(計画期間:平成28

年度から平成32年度)

●耐震継手管(本文 P 2 5)

水道管と水道管、バルブ等を接続する継手に、伸縮性や抜け出し防止機能等を有する 継手を採用した水道管。地震による地盤変異等が発生した場合においても、水道管の 抜け出しを抑制することができ、管路の安全性を確保することができる。

●ダクタイル鋳鉄管(本文P24)

高級鋳鉄管より管体強度が高く、耐震性に優れている水道管で、現在、県営水道で 主に使用している。(材質の引張強さは420N/mm²以上)

●千葉県営水道事業長期施設整備方針 (本文 P 1)

県営水道の長期的な施設整備の基本的な考え方を示すもの(対象期間:平成28年度から平成57年度)であり、千葉県公共施設等総合管理計画における、個別施設計画に位置付けられるもの。

●調圧水槽(本文 P 2 5)

取水場や浄水場などから水道管へ水を送る圧力を調整するための水槽。運転中のポンプが停電等により急停止したときに生じる急激な圧力変動(ウォータハンマ)の吸収・ 軽減を目的として設置される。

●貯水槽水道(本文 P3 3)

ビルやマンションなどおいて、水道水をいったん受水槽や高置水槽に貯留し、ポンプなどで圧送して、利用者に給水する施設の総称。

●直結給水(本文P33)

配水管からお客様の蛇口まで、受水槽等を経由せずに直接給水すること。なお、直結給水には「直結直圧式」と「直結増圧式」がある。

①直結直圧式

配水管の水圧をそのまま利用して、お客様の蛇口まで直接給水する方式。

②直結増圧式

ビルやマンションなどに直接給水する場合において、給水管の途中に増圧ポンプを 設置し、給水管の水圧を増して給水する方式。

● DB (デザインビルド) (本文 P4 3)

発注者が委託して作成した設計に基づき、入札を行い、応札した建設業者によって 施工する方式ではなく、設計と施工をまとめて発注し、1つの企業体が設計と施工の 両方に責任を負って工事を完成させる方式。

は行

●配水管理テレメータ (本文 P 2 4)

給水区域内の配水状況を監視するため、配水管の主要地点等に設置している流量計及び水圧計で測定されたデータを通信回線で各水道事業所・支所に送ることにより、 給水区域内の配水状況を監視するシステム。

●覆蓋(本文 P 2 8)

浄水場のろ過池や沈でん池等に設置する覆いのこと。浄水処理過程における藻類の 増殖抑制や水道水への異物混入対策等に有効な方策で、水道水の安全性を更に高める ことができる。

●法定耐用年数 (本文 P 1 4)

地方公営企業法施行規則に定められている、施設毎に減価償却費を算定するための期間(年数)のこと。

●ホルムアルデヒド(本文P10)

様々な合成樹脂や塗料の原料となる化学物質であり、水に溶け、刺激臭がある。浄水処理過程で水中の有機物と塩素やオゾン等の消毒剤が反応して生成される。水道法に基づく水質基準項目の一つで、基準は0.08mg/L以下。

ま行

●マイクロ水力発電設備(本文P38)

浄水場から給水場へ水道水を送る際の水の余剰水圧を利用して発電する設備。 県営水道では、平成20年度に幕張給水場(千葉市)と妙典給水場(市川市)に1基、 平成26年2月に北船橋給水場(船橋市)に2基を設置し、給水場の消費電力削減と 環境負荷の低減に貢献している。

●末端給水事業(本文P11)

需要者の蛇口まで水道水を供給することを末端給水といい、この末端給水を行うことを目的とした事業を慣用的に末端給水事業と呼んでいる。

●水安全計画 (本文 P3 O)

水源から給水栓に至る全ての段階において、水道水質に悪影響を及ぼす恐れのある 危害の原因を明確にし、危害原因を排除するため、重点的かつ継続的に監視を行うべき 重要管理点(工程)をあらかじめ定め、管理することで、水の安全性を一層高いレベル で確保する水道システムの管理手法。

●目標使用年数 (本文 P 1)

地方公営企業法施行規則において、水道施設毎に減価償却費を算定するため法定耐用 年数が定められているが、水道施設には法定耐用年数を超えても十分に使用できるもの があるため、千葉県水道局独自に施設毎の目標とする使用年数を定めたもので、この 年数に基づき計画的な更新を実施していくこととしている。

ら行

●ライフサイクルコスト(本文 P4 O)

製品や構造物を取得・使用するために必要な費用の総額。企画・設計から維持・管理・ 廃棄に至る過程(ライフサイクル)で必要な経費の合計額をいう。

平成28年3月

千葉県水道局

管理部総務企画課

〒262-8512 千葉市花見川区幕張町5-417-24

Tell: 043-211-8363

ホームページ: http://www.pref.chiba.lg.jp/suidou/index.html

